

令和8年度大阪市インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス予防接種の概要

1 予防接種法に基づくインフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス予防接種の実施

（ 担当：保健所感染症対策課
問合せ先：06-6647-0954 ）

（1）対象者

- ① 65歳以上の者
- ② 60歳以上64歳の者であって、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいや又はヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいやを有するもの（身体障がい者手帳1級相当）

※接種時点で大阪市民であること。

（2）接種回数 1回

（3）接種期間 令和8年10月1日～令和9年1月31日

（4）自己負担

インフルエンザ予防接種 1,500円

新型コロナウイルス予防接種 8,000円

（5）自己負担免除者

生活保護受給者、市民税非課税世帯に属する者等

（医療機関窓口で該当者であることを証明する書類の提示による確認が必要）

（6）委託料単価

インフルエンザ予防接種

接種料（自己負担なし） 5,126円

（自己負担あり） 3,626円

見合わせ料 3,201円

新型コロナウイルス予防接種

接種料（自己負担なし） 15,906円

（自己負担あり） 7,906円

見合わせ料 3,366円

（7）その他

- ① 被接種者に対して償還払い方式による接種料の還付は行いません。

（※大阪市公害健康被害被認定者については、次ページ参照。）

- ② 接種券は交付しません。

- ③ 災害のために居住地において定期予防接種を受けることが困難な者が本市に滞在中にインフルエンザもしくは新型コロナウイルスの予防接種を希望される場合、自己負担なしで接種できる取扱いとします。

2 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく大阪市公害健康被害被認定者のインフルエンザ予防接種自己負担費用助成事業及び新型コロナウイルス予防接種自己負担費用助成事業の実施

（担当：保健所管理課
問合せ先：０６－６６４７－０６４３）

- (1) 対象者（次のいずれかに該当する者）
65歳以上の大阪市公害健康被害被認定者のうち
① 大阪市民の方
② 大阪市民以外の方

60歳～64歳の大阪市公害健康被害被認定者のうち、接種当日に心臓・じん臓・呼吸器の機能または、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）により免疫の機能により自己の日常生活が極度に制限される程度の障がいのある方（身体障がい者手帳1級相当）のうち

- ③ 大阪市民の方
④ 大阪市民以外の方

※ただし、①、③については、予防接種法に基づく自己負担免除者（生活保護受給者、市民税非課税世帯に属する者、災害のために居住地において定期予防接種を受けることが困難な者等）は除く。

- ⑤ ①～④以外の公害健康被害被認定者【インフルエンザ予防接種のみ】

- (2) 接種回数 1回
- (3) 接種期間 令和8年10月1日～令和9年1月31日
- (4) 助成方法
インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス予防接種を受けた際に自己負担となる費用を現物給付または償還払いの方法により助成します
- (5) 医療機関窓口での取扱い
※取扱いイメージについては、大阪市インフルエンザ予防接種及び新型コロナウイルス予防接種実施の手引き 15 ページを参照

【インフルエンザ予防接種】（従来通りの取扱い）

- 対象者①については、被接種者が医療機関窓口で「公害医療手帳」を提示のうえ、「代理受領依頼書」を提出しますので、本人確認を行い、「代理受領依頼書」を受け取り、自己負担（1,500円）は徴収せず、「個別予防接種請求書」・「予防接種実施申込書（報告書）」・「代理受領依頼書」を添えて接種委託料5,126円を本市（保健所感染症対策課）に請求してください。
- 対象者①以外については、次表の区分に従って接種費用を必ず徴収し、領収書またはレシートを発行してください。後日、被接種者が大阪市保健所管理課へ申請により、接種費用の償還払いを行います。

【新型コロナウイルス予防接種】

- 対象者①～④については、次表の区分に従って接種費用を必ず徴収し、領収書またはレシートを発行してください。後日、被接種者が大阪市保健所管理課へ申請により、接種費用の償還払いを行います。
- 新型コロナウイルス予防接種では、「代理受領依頼書」の取扱いはありません。
- 対象者⑤については、接種費用の助成はありません。

※大阪市公害健康被害被認定者には、保健所管理課よりそれぞれの案内を9月末日までに送付します。